

## 蒲郡市水道施設等維持管理指導要領

### 第1 目的

この要領は、蒲郡市の水道施設及び給水施設の維持管理の徹底及び衛生的で安全な飲料水を確保するため、水道及び給水関連施設の把握に関して必要な事項を定める。

### 第2 専用水道に関する項目

#### 1 定義

専用水道とは、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第3条第6項に基づく施設をいう。

#### 2 指導

原則として年1回以上の監視指導を水道施設等維持管理調査票（第1号様式）により行う。ただし、消毒の実施状況及びその他水質に関して重大な影響を及ぼすおそれのある維持管理の不適切な施設にあっては、必要に応じ指導回数を増加する。

#### 3 実態調査

- (1) 専用水道の未把握施設については、関係機関の協力及び実態調査等により把握に努める。
- (2) 蒲郡市は、既に使用開始している施設が専用水道に該当することを把握した場合、当該施設の設置者より、速やかに専用水道設置報告書（第4号様式）の提出を受ける。なお、この場合においては、設置者から報告の遅延について顛末書の提出を受ける。
- (3) 蒲郡市は、住居に必要な水を供給する施設で、その給水人口が100人を超えるに至った場合、又は、水道施設の1日最大給水量が20立方メートルを超えるに至った場合であっても、工事を伴わないものについては、確認申請の代わりに前号に規定する報告書の提出を受ける。
- (4) 第2号に規定する報告は、法第39条第2項の報告と解する。
- (5) 住居に必要な水を供給する施設で、その給水人口が100人を超えるに至ったため、又は水道施設の1日最大給水量が政令で定める基準を超えるに至ったため、これに伴い必要な工事を実施する場合は、当該工事に関する確認申請を受ける。

#### 4 確認申請

- (1) 法第33条第1項により確認の申請を行うものは、愛知県水道法施行細則（昭和33年規則第32号。以下「細則」という。）に規定する専用水道確認申請書を準用する。（細則に規定する様式中「愛知県知事」とあるのは「蒲郡市長」に置き換える。以下この要領において同じ。）
- (2) 審査後、布設工事の設計が法第5条に規定する施設基準に適合すると認めるときは、専用水道布設工事設計適合通知書（第5号様式）により、適合しないと認めるときは専用水道布設工事設計不適合通知書（第6号様式）により、適合するかどうかを判断することができない場合は、専用水道布設工事設計確認不能通知書（第7号様式）に

より申請者あてに通知する。

- (3) 確認申請書の記載事項に変更を生じた場合は、細則第2条に規定する水道事業認可申請書記載事項変更届の提出を受ける。

## 5 給水開始

- (1) 専用水道の布設工事が完了した後、給水を開始しようとする者から細則第6条に規定する給水開始届の提出を受ける。
- (2) 施設の現場検査を行い、専用水道確認申請書及び専用水道給水開始届の記載事項についての調査確認を行う。

## 6 水道技術管理者

- (1) 専用水道の設置者が給水を開始したときは、10日以内に細則第8条第1項に規定する水道技術管理者設置届の提出を受ける。また、水道技術管理者設置届の記載事項に変更を生じた場合、10日以内に細則第8条第2項に規定する水道技術管理者変更届の提出を受ける。
- (2) 届出の際には、水道技術管理者の資格を示す書類等を添付させる。

## 7 廃止

専用水道の設置者が当該専用水道を廃止したときは、10日以内に細則第13条に規定する専用水道廃止届の提出を受ける。この際、必要に応じ施設の現場検査を行い、記載事項等について調査確認を行う。

## 8 専用水道台帳

新たに専用水道の確認を行った場合、専用水道台帳（第8号様式）に該当事項を記入し整理保管する。

## 9 水質検査計画の報告

各専用水道設置者から、毎年度3月末日までに水質検査計画の報告を受ける。

## 10 水質検査結果等の報告

各専用水道設置者から、毎年度5月末日までに水道水質検査結果表（第16号様式(1)～(3)）及び水道給水フロー図（第17号様式(1)～(3)）により報告を受ける。ただし、専用水道設置者が独自に作成する水質年報等を提出する場合は、水道水質検査結果表の報告を省略することができる。

## 第3 簡易専用水道に関する項目

### 1 定義

簡易専用水道とは、法第3条第7項に基づく施設をいう。

### 2 指導

指導は、次の施設に対し簡易専用水道等維持管理調査票（第2号様式）を用いて必要に応じ実施する。

- (1) 簡易専用水道の設置者又は利用者から、当該水道施設から給水される水に異常を認められた旨の連絡があった施設

- (2) 法第34条の4において読み替えて準用する法第20条の2の登録の申請により厚生労働大臣の登録を受けた者（以下「登録水質検査機関」という。）から通報があった場合
- (3) 登録水質検査機関が助言を行った施設
- (4) 登録水質検査機関の検査を1年に1回受けていない施設
- (5) その他新規届出施設等保健所長が必要と認めた施設

### 3 実態調査

簡易専用水道の未把握施設については、関係機関の協力及び実態調査等により把握に努める。

### 4 設置

- (1) 蒲郡市は、既に使用開始している施設が簡易専用水道に該当することを把握した場合は、当該施設の設置者より速やかに簡易専用水道設置届（第9号様式）及び簡易専用水道施設台帳（第12号様式）の提出を受ける。
- (2) 前号の規定は、現に使用している水道の給水施設が、増改築等による受水槽の有効容量の増加により、新たに簡易専用水道に該当することになった場合について準用する。

### 5 変更

簡易専用水道台帳の記載事項に変更を生じた場合は、設置者より簡易専用水道届出事項変更届（第10号様式）の提出を受ける。

### 6 廃止及び休止

簡易専用水道台帳の廃止（有効水量の減少等により該当しなくなった施設を含む。）又は長期にわたり使用を中止しようとするときは、設置者より簡易専用水道廃止（休止）届（第11号様式）の提出を受ける。

## 第4 飲料水供給施設に関する項目

### 1 定義

飲料水供給施設とは、法の適用を受けない施設であって、一般の需要に応じ飲料水を供給し、給水人口が100人以下の給水施設（ただし、共同住宅等自家用水道の集合体と見なされるものは井戸等自己水施設として把握する。）をいう。

### 2 指導

施設の把握時に併せて指導するとともに、必要に応じ水道施設等維持管理調査票により立入検査を実施する。

### 3 実態調査

飲料水供給施設の未把握施設については、関係機関の協力及び実態調査等により把握に努める。

## 第5 井戸等自己水施設

## 1 定義

法の適用を受けない施設であって、上記第4以外の給水施設をいう。

## 2 指導

施設の把握時に併せて指導するとともに、必要に応じ井戸等自己水施設維持管理調査票（第3号様式）により行う。また、学校、児童・社会福祉施設、公共施設等の井戸等自己水施設にあつては、可能な限り実施する。

## 3 実態調査

井戸等自己水施設の未把握施設については、関係機関の協力及び実態調査等により把握に努める。

## 第6 水質管理

1 各施設の監視指導の結果、汚染事故等により、水質汚染当該施設から給水される水が人の健康を害するおそれがあると判明した場合、又は水道事業者等からその旨の通報があった場合には、直ちに当該施設の給水を停止させ、その水を使用することが危険であることを関係者に周知させる等、適切な措置を講ずるよう指導する。

2 専用水道及び飲料水供給施設における水質検査の結果、水質基準又は厚生労働省通知に定められている基準等に該当しない場合、並びに簡易専用水道施設の指導の結果、水質不良が判明した場合には、水道施設・水質改善計画書（第13号様式）を提出するよう指導する。そして、水質が改善されるまでの間、毎月1回以上水質不適項目及びその関連項目について水質検査を指導するとともに、改善が完了した時は速やかに水道施設・水質改善完了届（第14号様式）を提出させるよう指導する。なお、井戸等自己水施設に対しても、水質不良が判明した場合、上記に準じて指導する。

3 蒲郡市において井戸等自己水施設の水質検査を実施した場合は、試験検査成績書に水道水質検査結果表を添付するとともに、検査結果が水質基準又は厚生労働省通知に定められている基準等に適合していない場合は、適切な改善を指導し、後日改善状況を確認する。

4 各種有害物質による地下水汚染が発生し、周辺の飲用井戸施設に対する影響が憂慮される場合は、必要に応じ、周辺の飲用井戸使用者に対し、適切な処置を講ずるよう指導する。

5 1から4までに掲げるもののほか、法第20条に規定する水質検査及び水質管理に関する必要事項は、愛知県水道水質検査等実施要領の規定を準用する。

## 第7 施設の改善指導

1 各施設の指導の結果、施設の維持管理について改善処置等を必要とする場合は、適切な改善を指導し、後日改善状況を確認する。

2 各施設の指導の結果、当該施設の維持管理の不適及び施設の不備等により給水される水の水質に重大な影響を及ぼすおそれ等のある場合には、水道施設・水質改善計画書（第

13号様式)を提出するよう文書で指導し、改善が完了したときは速やかに水道施設・水質改善完了届(第14号様式)を提出させるよう指導する。

## 第8 普及啓発活動

飲料水の衛生確保を図るため、次の普及活動を行う。

### 1 飲料水の衛生指導

受水槽、井戸、ウォータークーラー等の飲料水について、市民、業者等から相談があった場合は、その衛生指導に努め、必要に応じ現場検査を行う。また、家庭用浄水器等水道の給水栓に直接取り付ける器具の衛生管理について、必要に応じ設置者又は利用者等に対し、広報紙等への掲載等において知識の普及を図る。

### 2 講習会の開催

設置者に対して給水設備の衛生管理に関する講習会を開催し、衛生知識の普及及び自主管理意識の向上を図る。また、講習会開催の機会をとらえ、施設の実態把握に努める。

## 第9 汚染事故の対応

次に掲げる汚染事故が発生したとき、又は発生するおそれがあるとの情報を得たときは、関係水道事業者への連絡とともに直ちに施設への立ち入り検査を行い、必要な措置を講じ、直ちに給水を停止し、かつ、その水を利用することが危険であることを関係者に周知させる。

- 1 登録水質検査機関から簡易専用水道に異常を認めた旨の通報を受けた場合
- 2 設置者又は利用者等から給水設備の飲料水に異常を認めた旨の通報を受けた場合
- 3 水質検査の結果、有害物質又は病原微生物による汚染の疑いがある場合
- 4 水質検査の結果、水質基準に関する省令(平成15年省令第101号。以下「省令」という。)に基づく水質基準を超える汚染が判明したとき又は給水栓の水に色、濁り、臭い、味その他の異常が発生した場合

## 第10 登録水質検査機関との連携

- 1 簡易専用水道の設置者等に、当該簡易専用水道の維持管理について、1年に1回、定期的に登録水質検査機関の検査を受けるよう指導する。
- 2 登録水質検査機関から簡易専用水道についての検査結果の報告を受けた場合は、簡易専用水道指導台帳に必要事項を記入するとともに、必要があれば施設への立入指導を行う。

## 第11 水道課からの情報提供

水道課から貯水槽水道施設の新規、変更、廃止、休止又は再開について情報提供があった場合は、簡易専用水道の届出の有無を確認し、水道施設の設置者等に対し必要な指導を行う。

## 【施設の維持管理】

### 第12 専用水道の維持管理

#### 1 取水施設

##### (1) 衛生管理

- ① 取水施設は、良質の原水を必要量取り入れることができること。
- ② 施設周辺に危険防止のため、保安柵や立入禁止の看板等を整備すること。
- ③ 定期的な施設の巡回を行い、汚染の早期発見に努めるとともに、施設周辺を常に清潔に保つこと。(水源汚染事故の多くは、油の浮遊、着色、濁度上昇や毒劇物、農薬による変色から発見されているため、巡回の際には、これらに注意するとともに、周辺住民に対しても水質の異常を発見した場合は、直ちに通報されるよう協力を依頼しておくこと。)
- ④ 水源周辺の半径500m～1km程度の範囲について、毎年1回、廃棄物最終処理場、工場、団地、事業所等の有無及び概要等を調査すること。

##### (2) 取水地点の変更

設置者は、取水地点を変更しようとする場合、法33条第1項の規定に基づき、その工事に着手する前に細則第11条に規定する専用水道確認申請書を提出する。

##### (3) 水量管理

常に適正な揚水量であること。また、その量を記録すること。

##### (4) 原水の水質管理

- ① 毎日、原水において水温、濁度を測定すること。
- ② 原水の水質検査を毎年1回以上行うこと。(全ての水源の原水について、水質が最も悪化していると考えられる時期を含め、少なくとも毎年1回の水質基準に掲げる全項目検査を実施し、その記録を5年間保存すること。なお、水質基準に適合しない項目については、毎月1回以上相当期間継続して水質検査を実施すること。)

##### (5) 汚染防止及び安全対策

- ① 危険防止や家庭排水の流入、廃棄物の不法投棄等による汚染防止のため、柵を設け施錠し立入禁止の表示をしていること。
- ② 井戸には、命綱を備えていること。
- ③ 導水管路は、定期的に巡視し、水の流水状況、漏水、汚染及び用地の不法占有の有無等について確認すること。
- ④ 導水管路周辺の樹木は、漏水原因になるので伐採すること。
- ⑤ 豪雨等により崩壊した土砂が井戸内へ流入するおそれのある所には、覆蓋等の処置をすること。

##### (6) 危機管理対策

災害及び事故の緊急事態に備えて、連絡先、監視、応急対策等について措置対策実施要領及び緊急連絡網を作成し、担当者に周知徹底していること。

## 【事故等の内容と対策】

施設の設置者は、外部より次の情報を受信した場合、必ず受信内容を記録し、所定の連絡先へ通報するとともに、必要に応じて流域巡回を行い、事故の状況が判明した場合は、給水停止などの対策を講じなければならない。

### ① 有害物質の流下

地下水汚染のおそれがあるときは、直ちに、取水を停止し、水質担当部署へ通報する。その際、原因を判断して必要な措置を講ずる。

### ② 油類の流下

井戸内にオイルフェンスを設け、吸着板、吸着剤等を投入して除去すること。

### ③ 停電

取水施設等の電源が停電した場合は、直ちに、自家発電に切り替え、送電開始後は、速やかに取水できるようポンプの状態等を確認しておくこと。

## 2 導水施設

- (1) 必要量の原水を送るのに必要なポンプ、道水管その他の設備等を有していること。
- (2) 導水設備に異常をきたした時の連絡体制及び対策が整っていること。

## 3 貯水施設

- (1) 渇水時においても、必要量の原水を供給するのに必要な貯水能力を有するものであること。
- (2) 取水設備に異常をきたしたときの連絡体制及び対策が整っていること。

## 4 浄水施設

- (1) 原水の質及び量に応じて、水質基準に適合する必要量の浄水を得るのに必要な設備を有し、かつ、消毒設備を備えていること。また、ろ過方式にかかわらず、いずれの場合も必ず塩素による消毒を行わなければならない。
- (2) ろ過速度は適正であること。ろ過速度を大きくし過ぎると、ろ過池からのフロックの漏出が早まり、損失水頭の増加が大きくなるため、高速での運転は避けるべきである。また、砂層内の砂粒子間の水流と微妙な力のバランスを保っており、水流の急激な変化はこのバランスを崩すことになるため、ろ過継続中にろ過速度を急激に変化させないこと。
- (3) 少なくとも、毎日1回はろ過池流入水の濁度（色度）や損失水頭を測定し、ろ過池の運転状況の把握及び運転状態の点検をすること。
- (4) ろ過に際しては、そのろ過設備の洗浄は十分行われていること。
- (5) 常に的確な注入ができるよう注入計器の点検、整備をしておくこと。また、毎日1回以上は塩素注入後の残留塩素量を実測し、塩素注入が正確に行われていることを確認すること。
- (6) 浄水施設に監視施設がある場合は、その施設は施錠されており、外部から侵入できない構造であること。
- (7) 浄水施設内部の清掃状況が適正に行われていること。

- (8) 専用の塩素剤貯蔵設備を設け、その点検、整備を十分に行うこと。
- ① 気化した塩素ガスは空気よりも重く毒性が強いため、取り扱いには十分注意すること。また、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の法令や基準の適用を受けるので十分な注意が必要である。
  - ② 消毒剤は、常に使用量の10日分以上の量を確保していること。
  - ③ 塩素注入が正確に行われているかどうかを検査するとともに容器内の残存量及び消費量を点検し、塩素注入が中断しないよう補充又は発注を行うこと。
  - ④ 塩素漏出時、火災発生時、地震時等の処置対策を講じておくこと。
- (9) 浄水設備に異常をきたした時の連絡体制及び対策が整っていること。

## 5 排水処理施設

- (1) 水処理は円滑に行われ、処理水の運用は適正であること。
- (2) 処理水を原水に返送する場合には、その量と質をできるだけ均一にすること。また、公共用水域などへ排水する場合には排水基準に適合しているかどうか、随時監視するとともに水質検査を行うこと。

## 6 送水・配水施設

- (1) 送水施設は、必要量の浄水を送るのに必要なポンプ、送水管その他の設備があること。
- (2) 配水施設は、必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な配水設備、ポンプ、配水管その他の設備を有すること。
- (3) 漏水防止対策には万全を期すこと。
- (4) 配水設備の容量は適正に保つこと。
- (5) 送水・配水設備に異常をきたした時の連絡体制及び対策が整っていること。

## 第13 飲料水供給施設等の維持管理

飲料水供給施設における維持管理の基本的な部分は、専用水道の維持管理方法に準じるものとする。

### 1 施設の整備

取水施設、浄水施設、配水施設等が不完全な施設については、給水に支障をきたさないよう整備すること。

- (1) 消毒設備は、衛生管理上最も重要であるため、必ず設置するとともに常にその整備点検に努めること。
- (2) 施設内には、従事者以外の人畜の立ち入りができないよう柵及び施錠をすること。

### 2 汚染防止

施設における汚染防止については、配水管の漏水の有無、汚染のおそれのある器具との連結などに注意し、特に水源における汚染防止については、次のことに留意すること。

- (1) 河川表流水源及び貯水水源では、し尿、下水、農薬及び工場排水などの流入に注意し、これらに対し万全の措置を講ずること。



(2) 地下水源にあつては、その周辺における地表面の直接汚染源について注意するとともに、汚水の地下流入についても考慮すること。

### 3 塩素消毒

水道による感染症発生の原因は、そのほとんどが塩素消毒の不備・不徹底であることから、消毒が中断しないよう常に消毒設備を整備し、給水栓における遊離残留塩素濃度を常時0.1 mg/l以上に保持すること。

### 4 水質検査

水質検査は、法第20条の規定に準じて、定期又は臨時の水質検査を実施すること。

### 5 健康診断

施設管理業務の従事者は、法第21条の規定に準じて、定期又は臨時の健康診断を実施すること。

### 6 消毒剤の貯蔵

消毒剤は専用の保管場所を設け、少なくとも10日以上を確保し、塩素は日光の直射を避け乾燥した場所に、次亜塩素酸ソーダ液、サラシ粉は乾燥した冷暗所に貯蔵すること。

### 7 管理責任者の設置

施設の適正な管理を行うため、管理責任者を設置すること。

### 8 危機管理対策

(1) 水質汚染事故が発生したとき又は水質検査の結果、省令に基づく水質基準を超える汚染が判明したときは、速やかに蒲郡市に連絡すること。

(2) 給水する水が人の健康を害するおそれがあると判断したときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を利用することが危険であることを関係者に周知させること。

### 9 その他

水道施設の使用開始前に、法第4条の規定による水質検査を実施し、水質基準に適合していることを確認すること。

## 第14 簡易専用水道及び井戸等自己水施設の維持管理

簡易専用水道又は井戸等自己水施設の設置者(2人以上の者が共同して井戸等自己水施設を設置している場合はその代表者)又は当該水道施設の維持管理に関して権限を与えられている者は、次の事項によりその水道の給水施設について適切に維持管理すること。

なお、簡易専用水道又は井戸等自己水施設(以下「簡易専用水道等」という。)の設置者が自ら管理を行わない場合には、管理を担当する者を明確にしておくこと。

また、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。)の適用を受ける簡易専用水道については、建築物衛生法の規定に従って管理すること。

### 1 保守点検

簡易専用水道等においては、有害物、汚水等の混入がないよう施設の保守点検を定期

的に実施し、欠陥を発見したときは速やかに改善の措置を講ずること。

なお、井戸等自己水施設においては、井戸等の水源についても定期的に保守管理すること。

また、地震、凍結又は大雨等水質に影響を与えるおそれのある事態が発生したときも速やかに点検を行うこと。

## 2 水質管理

- (1) 簡易専用水道等においては、遊離残留塩素の測定を末端給水栓で毎日1回以上実施することが望ましいが、少なくとも7日以内に1回実施し、遊離残留塩素濃度を0.1 mg/l以上に保持すること。

なお、井戸等自己水施設にあつては、次亜塩素酸ソーダ等の塩素剤の点滴注入設備等を用いて消毒を行い、その適正な管理を図ること。

- (2) 簡易専用水道等においては、毎日1回以上給水栓の水の色、濁り、臭い、味等の外観に注意し、これに異常があると認められるときには、省令の表に掲げる事項（以下「水質基準項目」という。）のうち必要なものについて水質検査を行い、その安全性を確認すること。

- (3) 井戸等自己水施設においては、飲料水について水質基準項目のうち一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度及び濁度並びにトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤その他水質基準項目のうち周辺の水質検査結果等から判断して必要となる事項に関する水質検査を1年に1回以上行うこと。なお、水質基準項目のうち上記以外の事項に関する水質検査についても1年に1回以上行うことが望ましい。

## 3 水槽の掃除

簡易専用水道等のうち水槽（受水槽、高置水槽等）を有するものにあつては、水槽の掃除を1年に1回、定期的に行うこと。

なお、水槽の掃除については、建築物衛生法第12条の2の規定により愛知県知事の登録を受けた建築物飲料水貯水槽清掃業者に委託することが望ましい。

また、水槽の掃除を行う場合は、次の事項に留意すること。

- (1) 水槽の掃除を行うに当たっては、給排水設備の状況等を十分把握したうえで作業計画を立てること。
- (2) 水槽が消防用設備等と共用されている場合にあつては、消防用設備等の機能が低下するおそれのあるときは、あらかじめ関係消防機関に連絡する等不測の事態に対する配慮を行うこと。
- (3) 作業者は、常に健康状態に留意するとともに、事前に検便検査を受け異常のないことを確認すること。なお、作業当日下痢症の者は作業に従事してはならない。
- (4) 作業衣及び使用器具は水槽の掃除専用のものであること。また、作業に当たっては、作業衣及び使用器具の消毒を行うこと。

- (5) 作業中は、水槽内の照明、換気等に注意して事故防止を図ること。
- (6) 水槽内の沈積物質、浮遊物質、壁面等の付着物質等の除去、水槽周辺の清掃、水槽への異物侵入防止措置の点検等を行うこと。
- (7) 受水槽の掃除を行った後、圧力水槽及び高置水槽等の掃除を行うこと。
- (8) 洗浄汚水の排水は完全に行うこと。
- (9) 槽の掃除の終了後、塩素剤を用いて水槽内の消毒を行うこと。なお、消毒は2回以上繰り返すとともに、消毒排水の排除は完全に行うこと。また、消毒完了後は槽内には立ち入らないこと。
- (10) 水槽内の水張り終了後、末端給水栓及び水槽内の水質検査並びに残留塩素の測定を行うこと。なお、水質検査は水の色、濁り、臭い、味について異常のないことを確認すること。また、遊離残留塩素濃度が0.2 mg/l 以上であることを確認すること。よって、法に規定する水質検査は、水槽の清掃終了後に実施すること。

#### 4 帳簿書類、記録等

- (1) 簡易専用水道等の給排水関係の配置及び系統を明らかにした図面並びに受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにする平面図を整理し、永久保存すること。
- (2) 簡易専用水道等の給水施設の保守点検、水槽の掃除、残留塩素の測定及び水質検査の結果を記録し、これらの帳簿書類を3年間保存すること。

#### 5 その他の維持管理

- (1) 井戸等自己水施設を初めて使用するときは、水質基準項目の全項目の水質検査を実施し、水質基準に適合していることを確認すること。

また、簡易専用水道を初めて使用するときは、水質基準項目のうち一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度及び濁度に関する水質検査を実施し、水質基準に適合していることを確認することが望ましい。

- (2) 簡易専用水道等において、飲料水を水槽に長時間滞留したときは、一定時間放水し、末端給水栓で遊離残留塩素が0.1 mg/l 以上であることを確認すること。
- (3) 簡易専用水道等において、赤水対策として防錆剤を使用する場合には、厚生労働省通知に留意すること。なお、防錆剤の使用は他の恒久対策がとられるまでの応急対策と考え、必要やむを得ない場合に限ること。

#### 附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。